

むつ市農業委員会第697回総会議事録

平成25年8月16日（金）むつ市農業委員会総会が、むつ市役所大会議室Aにおいて開催された。

1. 開催日時 25年8月16日（金）午前10時50分から午前11時50分
2. 開催場所 むつ市役所大会議室A
3. 出席した委員の番号及び氏名（24名）

番 号	役 職 名	氏 名
1	農 業 委 員	板 井 弘 巳
2	〃	柳 澤 都 市 秋
4	〃	柴 田 峯 生
5	〃	蛭 名 修 一
6	〃	福 永 忠 雄
7	〃	村 口 利 光
9	〃	北 川 岩 男
11	〃	工 藤 輝 雄
12	〃	本 山 日 満 夫
13	会 長	立 花 順 一
15	農 業 委 員	鴨 田 輝 雄
16	〃	藤 澤 伊 三 郎
17	〃	橋 本 唯 志
18	〃	小 林 義 顯
21	〃	菊 池 秀 藏
22	〃	立 花 幸 雄
23	〃	坪 清 志
24	〃	山 口 芳 一
25	〃	坂 本 正 一
26	〃	村 口 鉄 雄
27	〃	原 英 輔
28	〃	杉 山 武 美
29	会 長 職 務 代 理 者	畑 中 重 宏
30	農 業 委 員	中 嶋 寿 樹

4. 欠席した委員の番号及び氏名（5名）

番 号	役 職 名	氏 名
8	農 業 委 員	野 里 岩 雄
1 0	〃	菅 原 靖 博
1 4	〃	水 戸 隆 璽
1 9	〃	赤 坂 直 良
2 0	〃	嶋 影 秀 子

5. 議事の概要

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

1. 会議に従事した職氏名

局 長 山 口 勝 美

次 長 一 家 隆 雄

主任主査 川 村 利 之

主 事 坪 谷 春 花

7. 会議録署名委員

4番 柴田 峯生      5番 蛭名 修一

8. 会議記録者

農業委員会事務局 主事 坪谷 春花

## 会 議 の 概 要

議長	<p>ただいまから、むつ市農業委員会第697回総会を開催いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は、29名中24名で定足数に達しております。</p> <p>本日、8番野里委員、10番菅原委員、14番水戸委員、19番赤坂委員、20番嶋影委員が都合により、欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、4番柴田委員、5番蛭名委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の坪谷主事を指名いたします。</p> <p>日程第2、会期の決定を行います。</p> <p>本総会は、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。</p>
各委員	異議なし
議長	<p>ご異議がありませんので、本総会の会期は、本日1日とすることに決定いたします。</p> <p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題に供します。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>申請地は大畑町中川原113番1、地目は田、面積3,104㎡であります、売買による所有権移転であります。</p> <p>説明にあたりまして、まず報告第7号を御覧ください。</p> <p>譲受人の農地法第6条の規定に基づく農業生産法人に係る要件確認について、届出があったので、審査したところ、適正に業務執行されていることを報告いたします。</p> <p>また、本年度以前は、東通村で営農し、東通村農業委員会の方に要件確認の届出をされておりました、確認したところ、特に問題は無いとのことであります。</p> <p>本申請については、譲受人が経営規模拡大のためキャベツ、白菜、ブロッコリーを栽培するものであります。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと</p>

考えられます。

調査については、8月6日畑中委員、本山委員、柳澤委員、事務局により許可申請による調査を行い、周辺の農地の利用状況等を調査した結果、特に問題はないと思われまます。

以上で説明を終わります。

議長 議案第1号について、質疑を許します。  
質疑ございませんか。

坂本委員 昨年度取得したばかりの農地ですので、前所有者の耕作状況、また、申請地の現在の状況を、詳しくお知らせください。

事務局 前所有者の耕作状況といたしましては、春先に草刈りをしており、管理されております。ただし、野菜等の種は付けられておりません。  
また、申請に及んだ理由といたしまして、前所有者の諸般の事情のためであります。

議長 ほかに質疑ございませんか。

各委員 異議なし

議長 質疑がありませんので、議案第1号は原案のとおり承認いたしました。  
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題に供します。  
事務局より説明願います。

事務局 議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。  
申請地は大字関根字北関根263番1、面積1,580㎡、地目は畑、太陽光パネルの設置であります。  
本申請に際し、申請地以外の所有地も検討したが、山林や、通路が無いなどの状態となっているため、造成費などコストがかかりすぎることに。また、維持管理するため、人の目が届く当申請地をやむを得ず選定したとのことです。

現地調査に関しましては、8月1日、蛭名委員、坪委員、杉山委員で近隣農地への影響、建蔽率など調査した結果、特に問題は無く、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回太陽光パネル設置の転用申請の取り扱いについて、むつ市

では初めてのケースでありますので、事前に県と打ち合わせ済みです。

議長

議案第2号について、質疑を許します。  
質疑ございませんか。

柴田委員

使用貸借期間は、どのくらいですか。また、農地に戻す予定はあるかお知らせください。

事務局

期間は、20年となっております。  
また、農地に戻す予定については、確認しておりませんが、単管で支柱を作成いたしますので、農地に戻すことは簡単だと思われま

議長

ほかに質疑ありませんか。

各委員

異議なし

議長

質疑がありませんので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。  
続きまして、農地等の現況について等、報告事項があります。  
事務局より、説明願います。

事務局

報告事項についてご説明いたします。  
報告第1号農地の転用事実に関する照会について、申請地脇野沢黒岩42番1、地目は畑、面積1,656㎡、法務局による農地の照会であります。  
調査については、7月11日柴田委員、山口委員、橋本委員で現地調査した結果、数十年以前より耕作されておらず、原野山林化しているため農地として復元困難なため非農地と回答いたしました。  
報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、申請地大字関根字北関根577番、地目は畑、面積9,862㎡、法務局による農地の照会であります。  
調査については、7月18日蛭名委員、杉山委員、坪委員で現地調査した結果、数十年以前より植林され、山林となっているため非農地と回答いたしました。  
報告第3号 農地の転用事実に関する照会について、申請地文京町237番、地目は畑、面積733㎡、法務局による農地の照会であります。  
平成23年8月9日農地の現況の照会で非農地と回答していたため、非農地と回答いたしました。

報告第4号 非農地証明について、申請地横迎町二丁目340番1、340番2、地目は田、面積合計3,221㎡についてであります。

調査については、8月1日菅原委員、工藤委員で現地調査した結果、相当年数耕作されておらず、原野化されており、また都市計画用途地域内にあることなどから、非農地と証明いたしました。

報告第5号 非農地証明について、申請地大畑町本町199番13、面積265㎡、地目は田についてであります。

調査については、8月6日畑中委員、本山委員、柳澤委員で現地調査した結果、相当年数耕作されておらず、都市計画用途地域内にあることなどから、非農地と証明いたしました。

報告第6号 非農地証明について、申請地小川町二丁目487番2、地目は畑、面積368㎡についてであります。

調査については、8月1日菅原委員、工藤委員で現地調査した結果、相当年数耕作されておらず、住宅街の中であり、都市計画用途地域内にあることなどから、非農地と証明いたしました。

報告第7号は、議案第1号でご説明いたしましたので省略いたします。  
以上で報告を終わります。

議長

これで、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。

これを持ちまして、むつ市農業委員会第697回総会を閉会します。

#### 9. 会議録署名委員

会議録署名委員 柴 田 峯 生

会議録署名委員 蛭 名 修 一